

令和7年度 旭川市地域包括支援センター運営業務 評価票

【市町村評価】

【市町村評価について】

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化については、例年、各センターの自己評価に基づき、運営協議会でのヒアリング・意見交換等を経て、市が作成した「地域包括支援センター運営業務総合評価（案）」を委員にご確認いただいた上で各センターに送付する取組を行っています。

同時に、市としても、定期的にセンターの実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等に取り組み、中長期的な視点でセンターの業務改善を図るため、今回、国が定める「評価指標（市町村用）」を活用して、実施状況の評価・自己点検を実施しました。

【評価の目安】

- 5～かなりできている（80％以上）
- 4～ある程度できている（80％～60％）
- 3～どちらともいえない（60％～40％）
- 2～あまりできていない（40％～20％）
- 1～できていない（20％未満）

1. 地域包括ケアシステムの構築・推進

活動目標	評価指標	5段階評価	評価の理由及び成果を上げた取組など
1 市町村の目指している地域包括ケアシステムの構築において、市町村が計画的にセンターを活用しているか。	1 市町村および日常生活圏域の高齢者等に関する分析結果や地域課題等をもとに、センター数や設置形態等を協議し見直しているか。	4	センター数や設置形態等について、介護保険事業計画策定に伴う人口推計や介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の分析等をもとに、3年ごとに検討しており、第10期計画期間については令和8年度中に検討を行う予定。見直しが必要な場合は運営協議会等にて協議する体制を整えている。
	2 市町村における介護保険事業全体の取組状況を踏まえ、センターが担う業務を協議しているか。	4	第9期介護保険事業計画の各施策の取組においてセンターの役割を位置付けている。 令和8年度中に、第10期計画策定の過程でセンターが担う役割について改めて検討を行う。
	3 市町村の総合評価結果や評価分野別評価結果をもとに、センター機能を強化するための取組の見直しを行っているか。	4	令和7年度総合評価結果を受けて、センター業務の負担軽減等について示された点について、令和8年度中に次期契約期間に向けて各種見直しの検討を行う。
	4 【市町村選択項目】 センターの機能や実績を踏まえて、包括的支援体制における役割等を決めているか。	4	令和6～8年度センター運営方針において、地域全体による包括ケアの実現に向けてセンターが行う体制整備の方針を明記している。 また、重層的支援体制整備事業では、相談支援機関の連携方針において、センターの役割を定めている。

2. 組織・運営体制

活動目標	評価指標	5段階評価	評価の理由及び成果を上げた取組など
1 評価結果およびそれをもとにした運営協議会の議論やセンターとの協議を踏まえて、事業の実施方針や支援・指導方針を策定し、それを実施できる予算を確保しているか。	1 （各）センターの総合評価結果や評価分野別評価結果をもとに、センター機能を強化するため、センターごとの運営方針や支援・指導方針を協議しているか。	4	運営協議会と協働してセンター事業評価を実施し、総合評価結果を各センターにフィードバックして、次年度の事業計画に反映するよう示している。 令和7年度は総合評価におけるセンターごとの評価や各圏域における課題などについて、各センターと意見交換を行った。しかし、センター毎の運営方針を協議するには至っていない。
	2 前年度の評価結果に関する運営協議会での検討を踏まえて、センターの事業の実施方針や支援・指導方針を策定しているか。	4	運営協議会におけるヒアリングや令和7年度総合評価の結果等を踏まえて、令和8年度中に課題について検討し、次期契約の運営方針や仕様について検討を行う。
	3 センターが実施方針に則った事業運営ができるように、運営予算を毎年見直し、確保しているか。	3	運営方針に則った運営ができるよう3年ごとに運営予算を見直して確保に努めている。 契約期間の3年間における経費を勘案して運営委託費の算定を行っている。
	4 年度ごとのセンターの事業計画の策定にあたり、センターと協議を行っているか。	3	年度ごとのセンターの事業計画の策定にあたり、市が重点とする取組を示している。 令和8年度の重点取組について事前の協議が十分ではなかったため、今後は十分な協議時間を確保するよう努める。

2 実施方針に基づいてセンターが効果的に運営できるように、人員配置や人材育成に取り組んでいるか。	1 センターの人材確保や定着を進めるための取組を行っているか。	4	働きやすい環境整備に向け、育児・介護休業法に基づく労働時間の短縮措置を常勤として取り扱っている。令和9年度からの窓口開設時間の見直しの検討を行っている。
	2 評価結果やヒアリングなどからセンターのニーズを把握し、それをもとにセンター職員の資質向上のための研修を計画しているか。	5	令和6年度センター自己評価において、「ACP」の地域住民への周知に関する評価が低かったことを踏まえて、令和7年度に職員研修を実施し、資質向上を図った。
	3 センターの業務効率化を目的に、センター業務に ICT を導入しているか。	4	地域包括支援センター支援システムを導入し、総合相談支援業務や介護予防ケアマネジメント業務等のデータを一元管理するとともに、センター間及びセンターと市の間でのデータ共有を行っている。
	4 【市町村選択項目】 センターの人員確保の現状を踏まえ、複数圏域で合算した3職種の配置とするなど柔軟な職員配置に取り組んでいるか。	4	常勤換算方式の適用や複数圏域での職員配置について運営協議会で協議し承認を得ており、条例改正により柔軟な運用が可能な体制を整えている。センターに対して説明済みである。
3 高齢者等が必要な時にセンターを利用できるように、センターの周知を行っているか。	1 市町村の広報紙とホームページなどでセンターを周知しているか。	4	ホームページにおいてセンターの周知を行っている。令和8年2月号の広報誌に介護予防事業などの記事の関連としてセンターの周知を行った。
	2 介護サービス情報公表システムでセンターを周知しているか。	5	11センターの情報を入力・公開し、周知を行っている。
	3 その他、対象に応じた様々な方法でセンターを周知しているか。	3	センターのパンフレットを作成・配布しているほか、「いきいき長寿」介護予防パンフレット「あなたとわたしの介護予防」「在宅医療・介護ガイドブック」に掲載し紹介している。他分野では精神保健ガイドや難病ハンドブックへ掲載しており、今後は、より広い世代や属性に応じた周知方法を検討する。
	4 【市町村選択項目】 センターの認知度を踏まえて効果的な周知を計画しているか。	3	センターの認知度は高齢者世帯を中心に7割前後あるが、家族介護者支援等の視点から、今後は高齢者等に限らず現役世代や若者等へも幅広く周知を行う必要があり、効果的な周知について検討する。
5 センターが個人情報保護等に留意しながら運営できるように体制支援を行っているか。	1 個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターと共有しているか。	4	令和8年4月に「旭川市地域包括支援センター個人情報保護指針」を策定し、各センターと共有している。
	2 個人情報漏えいがあった際の対応策をセンターと共有しているか。	4	令和8年4月に「旭川市地域包括支援センター個人情報保護指針」を策定し、各センターと共有している。
	3 苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターと共有しているか。	4	令和6～8年度運営方針において、苦情対応の方針を示して共有している。また、ホームページにセンターに関する苦情・相談先として、市の担当部署を明記し、周知している。

	4 利用者や家族からのカスタマー・ハラスメントにセンターが対応できるよう支援しているか。	4	センターがカスタマー・ハラスメントを受けた際の対応について、令和6～8年度業務仕様書で市との連携方針を示すとともに、令和7年12月に「旭川市地域包括支援センターカスタマーハラスメント対応指針」を策定し、各センターと共有している。 センターのみで対応が困難な場合は、市が連携して対応にあたっており、必要に応じて同行訪問するなどの支援を行っている。
--	--	---	---

3. 総合相談支援業務

活動目標	評価指標	5段階評価	評価の理由及び成果を上げた取組など
1 センターが総合相談支援事業を適切に実践できるよう、総合相談支援体制の構築に取り組んでいるか。	1 総合相談支援事業に関するセンターの後方支援体制を構築しているか。	4	センター連絡会議を月1回開催するなど、密な情報共有・連携体制を整えている。困難事例等に対して、必要に応じて後方支援する体制を整えている。 複数の庁内部署が関わる事例や、成年後見制度の申立や行政措置などを要する事例に対して、助言・サポートを行っている。
	2 センターに対して、夜間・早朝または平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務づけ、市町村やセンターのホームページ等で周知しているか。	4	令和6～8年度運営方針において、緊急時の対応方針として市又は地域住民からの連絡に対応できる体制を整え、地域住民へ周知をするよう示している。 開設時間以外の携帯電話への電話転送により体制は整備しているが、各センターのホームページでの周知方法の統一には至っていない。
	3 センターからの相談事例に関する支援要請に対応しているか。	4	日頃から連携体制を構築しており、センターのみでの対応が困難な場合や市による制度上の説明が必要な場合等には、支援要請に基づき同行訪問するなどの対応を行っている。
	4 市町村レベルの関係団体（民生委員等）の会議に定期的に参加しているか。	3	市レベルの民生委員の会議については運営側の負担軽減のため、定期的な参加は控え、必要時の参加としている。 その他、介護サービス事業者等の会議についても必要時の参加にとどまっている。
2 センターにおける相談件数や相談内容を把握して、相談支援体制の改善を図っているか。	1 センターにおける相談事例の分類方法を定め、相談件数や相談内容の特徴を把握しているか。	4	相談対応項目、分類方法を統一して定め、地域包括支援センター支援システム（attend）によって、相談件数や相談内容の把握を行っている。
	2 センターが対応した家族介護者等からの相談について、相談件数や相談内容の特徴を把握しているか。	3	家族介護者からの相談件数は把握しているが、さらに詳細な相談内容は、市として把握していない。
	3 センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。	5	センターと協議し、令和7年8月に「旭川市地域包括支援センター総合相談業務における終結条件について」を通知し、各センターと共有している。

4. 権利擁護事業

活動目標	評価指標	5段階評価	評価の理由及び成果を上げた取組など
1 センターが権利擁護事業を遂行するための体制構築に取り組んでいるか。	1 成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	5	令和7年12月に「成年後見制度市長申立て判断基準」を整備し、各センターと共有している。
	2 高齢者虐待事例及び高齢者虐待が疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	4	「旭川市高齢者虐待対応支援マニュアル」「養護者による高齢者虐待への対応手順（フロー図）」を整備し、センターと共有している。令和8年4月付けの改訂作業では、センターの社会福祉士と市との意見交換・協議を行った。
	3 センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	3	令和7年度については、市による会議の開催実績はないが、個別事例の対応においてセンターと市の虐待対応部署及びセンター担当部署との連携が図られていることから、必要に応じて、速やかに対応策が検討できる体制は整えられている。 今後は、対応が終了した後の報告や対応事例の事後検証を行う機会を確保するよう努める。
	4 消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	3	個別対応に際し、消費生活センター及び警察との連携は既に行われているが、市からの連携協力依頼は行っていない。 しかし、地域全体で悪質商法等による被害の未然防止を図ることを目的とした「旭川市消費者被害防止ネットワーク」について、構成団体として警察や市、各関係機関とともに全センターが加入していることから、消費者被害に関する情報共有は図られている。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

活動目標	評価指標	5段階評価	評価の理由及び成果を上げた取組など
1 センターが包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を適切に行うための体制を支援しているか。	1 日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等）を把握し、センターに情報提供しているか。	4	3年ごとに各圏域の居宅介護支援事業所に所属している主任介護支援専門員及び介護支援専門員の人数等を把握し、とりまとめた結果をセンター等に情報提供している。
	2 介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集を行い、センターに情報提供を行っているか。	4	旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会（居宅連）の協力を得て、団体を通じて、令和6年度に介護支援専門員へのアンケート、令和6年度、令和7年度にケアマネジメント上の様々な取扱いに関する意見交換を実施し、その結果をセンターへ情報提供した。
	3 地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。	3	定期的に職種別会議（主任介護支援専門員会議）を開催し、センターが開催する自立支援型ケア会議に係る課題の共有を図り、改善等について議論を重ね、会議の質の向上につなげている。 しかし、令和7年度は研修会を開催していない。
	4 センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類し、経年的に件数を把握するとともに、そのニーズに応じた介護支援専門員を対象とした研修会等を計画しているか。	2	センター介護支援専門員から受けた相談事例内容の整理・分類、経年的件数の把握と、それに基づく研修会を開催するには至っていない。 令和7年度は、センター及び居宅連との意見交換の結果、自立支援に資するケアマネジメントについて課題意識を共有したことから、これをテーマとして令和7年10月にセンター・居宅連・市による介護支援専門員を対象とした合同研修会を開催した。
	5 介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を市町村が設けているか。	4	旭川市在宅医療及び介護連携推進検討会を定期的に開催し、ケアマネジャーをはじめとする介護職と医療機関との連携の課題について検討を行っている。構成員として居宅連及びセンターからの参画を得ている。

6. 地域ケア会議

活動目標	評価指標	5段階評価	評価の理由及び成果を上げた取組など
1 地域ケア会議のすべての機能を発揮する地域ケア会議の体系を構築し、すべての機能を果たしているか。	1 各レベルに（一つのレベルであっても多様な機能を果たす）地域ケア会議を設置し、それぞれが連動する体系をつくっているか。	4	旭川市自立支援型ケア会議マニュアルにて、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議の設置を定めており、個別事例の集積等から自立を阻害する要因を分析し、推進会議にて地域課題の抽出及び対応策等について検討を行っている。
	2 地域課題や自立促進要因を把握・整理・仕分けする場を設けているか。	4	令和7年度は、旭川市自立支援型ケア会議として、各センターにおいてケア個別会議を全44回開催し、167事例の検討を実施した。 また、各事例における自立を阻害する要因を集積した上で、関係者による地域ケア推進会議を開催し、地域課題の抽出を図ったが、対応策の検討まで至らなかった。
	3 地域ケア会議と他の会議や事業とが連動する体系をつくっているか。	2	地域ケア個別会議と生活支援体制整備事業である第二層協議体と同時に開催するなど、協働しながら効果的に事業を行っている。 今後は、地域ケア会議で把握した地域課題を、総合事業や認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業などにつなげて対応できるような体系をつくるよう、整理・検討する。
	4 地域ケア会議の5つの機能（①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能）すべてが果たされているか。	4	令和7年度については、個別課題に対する地域ケア個別会議を元に、地域課題分析のための地域ケア個別会議、資源開発や政策形成のための地域ケア会議を開催することができたことから、5つの機能を果たしたものとしている。
	5 地域ケア会議の運営を評価して体系を見直しているか。	4	令和6～8年度業務仕様書において、総合相談等から個別事例の課題を集積・分析し、明確な根拠を持った地域課題の発見につなげることを示している。 これに基づき、月ごとの実績報告書を用いて、個別課題解決の会議、地域課題の発見及び分析に係る会議、取組成果用に分けて、センターに対して、アプローチ方法を明確化しているが、より効果的な運用のため、運営の評価を行い、体系の見直しを図ることを検討している。
2 地域ケア会議の運営の仕組みを構築し、関係者に周知しているか。	1 地域ケア会議の体系や目的、機能、構成員、スケジュール等の開催計画をセンターや関係機関に示しているか。	3	旭川市自立支援型ケア会議マニュアルにおいて、自立支援型ケア会議及び自立支援型推進会議の目的や機能等について明記し関係機関に示している。
	2 地域ケア会議の運営に関してセンターとの役割分担と連携方法を関係者と共有しているか。	4	旭川市自立支援型ケア会議マニュアルにおいて、それぞれの役割を定めて関係者間で共有している。
	3 センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターと共有するとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	4	旭川市自立支援型ケア会議マニュアルにおいて、個人情報の取扱いを定め、センターと共有している。出席者、傍聴者からは個人情報の保護に係る誓約書を徴収している。
	4 地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを構築しているか。	3	会議内容について、議事録を作成し、検討事項等を整理している。共有の範囲は、市とセンターの共有に留まっている。

3 地域ケア会議を有効に活用しているか。	1 地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	5	各職能団体と協定を結び、協力を得ながら旭川市自立支援型ケア会議を年44回開催し、個別事例の検討及び対応策の検討を行っている。
	2 生活援助の訪問回数の多いケアプラン（生活援助中心のケアプラン）の検証を行い、対応策を講じているか。	5	生活援助中心のケアプランの検証については、地域ケア会議ではなく、介護給付等費用適正化事業のケアプラン抽出点検事業により、別途実施している。対応策について、介護保険担当部署等により必要に応じて注意喚起・指導等を講じている。
	3 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ、実行しているか。	4	地域ケア会議で検討した個別事例について、事例管理表を作成し、要介護等に至った要因の分析、専門職からの助言のプランへの反映状況、介護度の変化等をモニタリングしている。
	4 高齢者の自立を促進する要因や阻害要因を把握して、それをもとに、高齢者の自立に資する事業（総合事業や生活支援体制整備事業等）の見直しを行っているか。	4	個別事例から要介護等に至った要因等の分析及び集積を行い、ケア推進会議にて、関係者と地域課題の抽出及び対応策の検討を行い、介護予防の推進のため、一般介護予防事業の見直しを検討している。
	5 複数の個別事例から地域課題を明らかにし、市町村主催の地域ケア推進会議で検討することで、政策形成につなげているか。	4	個別課題に対する地域ケア個別会議を元に、令和7年度に地域課題分析のための地域ケア個別会議、資源開発や政策形成のための地域ケア会議を開催し、多様なサービスの実施の検討を行っている。
4 地域ケア会議の運営において、センター等と協働しているか。	1 センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議）に参加しているか。	3	令和7年度においては出席はないが、センター担当部署としてセンターからの出席要請がある場合には参加するなど体制を整えている。
	2 センター主催の地域課題について検討する地域ケア会議（地域ケア推進会議）に参加しているか。	3	令和7年度においては出席はないが、各地域ケア会議等で、市の事業に関する説明や協力が必要になった際やセンターからの出席要請がある場合には参加するなど体制を整えている。
	3 センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	5	各センターからの月ごとの実績報告により把握し、共有している。
	4 センター主催及び市町村主催も含めた地域ケア会議の検討内容を取りまとめて、住民向けに公表しているか。	3	市民向けに公表はしていないが、実績のとりまとめは行っている。

7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

活動目標	評価指標	5段階評価	評価の理由及び成果を上げた取組など
1 センターや介護支援専門員が介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施できるよう体制を構築しているか。	1 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に関する実態を踏まえ、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターと共有しているか。	5	令和4年4月に「旭川市ケアマネジメント基本方針」を策定し、センターや介護支援専門員に周知・共有している。 方針の見直しが必要な場合には、センター及び居宅連と意見交換を行いながら、現場の状況に応じて適宜見直しを行っている。
	2 センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	4	市として、毎年「いきいき長寿」を発行し、介護予防や生きがいづくりのための事業、高齢者見守り配食協力店など、保険給付や総合事業以外の社会資源を紹介しているほか、市のホームページにも同様の内容を掲載している。
	3 利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターと共有しているか。	5	セルフマネジメントに関する考え方や手法をまとめた「あなたとわたしの介護予防」を発行している。令和7年度は5,000部発行し、地域住民用に各支所やセンターに配置するとともに、センターが一般介護予防事業の場でなどで活用している。
	4 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握し、人員配置を見直しているか。	2	月ごとの実績報告を通じて各センターのケアマネジメント件数を把握している。令和6年度の契約から3職種のケアマネジメント兼務を認めたことに伴い、適宜実施状況のヒアリングを行っている。 今後は、センター運営業務の全体バランスから人員配置等の検討を行う。
	5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターと共有しているか。	2	第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の一部委託状況について、運営協議会に報告する等により対応しているが、委託する際の公平性・中立性確保のための方針を、具体的な形で示すことはできていない。 今後、運営方針等で示して共有することとする。
	6 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を居宅介護支援事業所に指定または委託する際のセンターの関与について、市町村の指針をセンターと共有しているか。	5	令和6～8年度運営方針及び業務仕様書において、委託する場合の介護予防サービス計画の確認、助言、指導の方針について明記し、センターと共有している。 定期的に開催するセンターとの連絡会議の中で、適宜、適切な関与のあり方等について協議・検討している。
	7 【市町村選択項目】 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援について、リハビリ専門職等、多職種からの専門的な助言を得られる体制を整備しているか。	4	地域リハビリテーション活動支援事業にて、リハビリ専門職等の医療等専門職が介護支援専門員と同行訪問を行い、ケアマネジメント等への助言を行う体制を整えている。
	8 【市町村選択項目】 介護予防支援を担う居宅介護支援事業所から介護予防サービス計画に係る相談を随時受け付ける体制を整備しているか。	4	庁舎の窓口や電話等で、居宅介護支援事業所及び介護サービス提供事業所からの相談を随時受け付けている。 介護予防サービス計画の報酬算定、軽微な変更や暫定ケアプラン等の取扱いなど多様な問い合わせに対し、庁内関係部署と情報共有しながら回答、助言を行っている。

2 介護予防支援の実態を踏まえ、介護予防サービス計画の検証方法を定め運営しているか。	1 介護予防支援の実態を踏まえ、介護予防サービス計画の検証方法について、センターと協議して方針を打ち出しているか。	4	令和4年4月策定の「旭川市ケアマネジメント基本方針」に基づき、自立支援に資するケアマネジメントを実践するため、令和4年度からセンターによる介護予防サービス計画の検証体制を強化したことに伴い、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の重点事項」をセンターに通知し、市の方針を打ち出している。 定期的に開催するセンターとの連絡会議の中で、適宜、適切な関与のあり方等について継続的に協議・検討している。
	2 居宅介護支援事業所に対して、介護予防サービス計画の検証方法に関する方針を示しているか。	4	令和4年度に居宅介護支援事業所と受託法人間の委託契約書及び仕様書を変更し、介護予防サービス計画の原案確認に係る手順等を明記している。 要支援者又は事業対象者へのケアマネジメントを効果的に実施することを目的として、令和6年4月に「旭川市介護予防ケアマネジメントマニュアル」の内容を改訂・充実させた。
	3 介護予防サービス計画の検証を実施した結果について、センターや居宅介護支援事業所等と共有しているか。	5	介護予防サービス計画の原案確認を通じて把握した課題等について、センターとの連絡会議での協議や居宅連との意見交換会の機会において共有している。 確認作業における視点等について、センターと協議し適宜改善を図っている。
	4 介護予防サービス計画の検証を通じて、介護予防支援や介護予防サービス計画の作成に課題がないかを整理し、課題があった場合には、課題解消のための取組を行っているか。	4	センター及び居宅連との協議の結果、自立支援に資するケアマネジメント、特にアセスメントについて課題意識を共有したことから、令和7年10月にこれをテーマとしてセンター、居宅連、市による介護支援専門員を対象とした合同研修会を開催して、ケアマネジメント力の向上を図った。
	5 【市町村選択項目】 利用者の状態の維持・改善に向けた介護予防サービス計画でない場合、その適正化のために、地域ケア会議を活用しているか。	4	令和7年度にセンター主催により自立支援型ケア会議を44回実施し、自立支援に資するケアマネジメント、社会資源の活用、関係機関との協働、医療職との連携といった視点で、ケアプランに対する専門職種からの助言等を行った。

8. 包括的支援事業（社会保障充実分）

活動目標	評価指標	5段階評価	評価の理由及び成果を上げた取組など
1 包括的支援事業（社会保障充実分）を推進するため、センターの活動を位置づけ、その支援を行っているか。	1 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターとの連携・調整が図られるよう、連携のための会議等の開催といった情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	3	相談窓口と各センターが個別に連携を図り、介護支援専門員や地域住民向け研修会を開催する等により協働している。 今後、事業における相談窓口とセンターの連携体制の整備と役割分担を明確化し、多くのセンターとより連携が図られる仕組みづくりを行う。
	2 生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携のための会議等の開催といった情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	3	地域まるごと支援員と各センターが個別に連携を図り、認知症カフェの開催等により協働している。 各センターが開催する自立支援型ケア会議における専門職アドバイザーとして、地域まるごと支援員が、住民同士の互助による支援などによるインフォーマルサービスの活用について助言する仕組みを作っている。
	3 認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターとセンターとの連携・調整が図られるよう、連携のための会議等の開催といった情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	4	センター職員を認知症初期集中支援チームの構成員や認知症地域支援推進員として配置し、チーム員会議等の開催時には、参画している。 また、認知症総合支援事業検討会の構成員として、センター職員が参画し、その結果の公表や連絡会議での報告等にて情報共有を図っている。 今後、運営方針等において市推進員とセンター推進員の会議等を位置づけ、認知症施策の方向性や取組の共有等ができる体制の整備を検討している。
	4 センターが行う包括的支援事業の充実のために、医療関係者とセンターの合同の事例検討会や講演会等の開催または開催支援を行っているか。	4	各圏域での医療と介護の連携を推進するため、令和7年8月、「ACP」に関する理解を深め、意思決定手法を学ぶことを目的としたセンター職員研修を開催した。